

火災共済

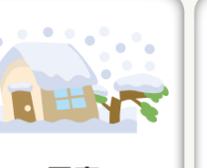
総合共済

# 建物共済

あなたのくらしに安心を  
充実の補償でしっかりサポート!



支払対象となる災害

|   |   |   |  |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 火災共済  | ○   | ○   | ○  | ○   | ○   | ○   | ○   | ×   | ×   | ×   | ×   |
| 総合共済  | ○   | ○   | ○  | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   | ○   |

# 火災共済

建物と家具類を合わせて

1棟当たり  
加入限度額

## 6,000万円

一年間の共済掛金(一般造)

木造住宅 100万円あたり  
**690円**

※詳しい掛金表は最終ページをご覧ください。

# 総合共済

火災共済で  
対象となる事故 **+** 自然災害

●1万円を超える損害から補償します。  
●住宅の欠陥及び老朽化による損害(雨漏り等)は自然災害の対象とはなりません。

建物と家具類を合わせて

1棟当たり  
加入限度額

## 4,000万円

一年間の共済掛金(一般造)

木造住宅 100万円あたり  
**2,350円**

※詳しい掛金表は最終ページをご覧ください。

●一棟あたりの加入限度額(火災+総合)は1億円まで●

掛金をいただいた日の午後4時から1年間補償いたします

## 家具類、農機具にもぜひ、ご加入下さい

(家具類、農機具単独の加入はできません)

家具類は

2,500万円まで



住宅

セット加入

家具類



※新価特約で再取得価額まで補償します。

農機具は

1,500万円まで



農作業場

セット加入

農機具・保冷庫

●農機具は加入棟に収納中の事故が対象です。



建物として扱うもの

ボイラー、エアコン、  
インターホン、分電盤、  
配電盤、アンテナ など

(建物に固定してあるもの)

家具類として扱うもの

電話、テレビ、パソコン、  
洗濯機、冷蔵庫、  
生活用品 など

(簡易に移動できるもの)

落雷事故が多発しています  
家具類にも加入しましょう!!

## 落雷の後、家電等の不具合が生じたら...

- 手順●
- その① 不具合の症状をNOSAIと業者に連絡
- その② 地区担当が必要書類をお届け
- その③ 迅速に評価、早期の共済金支払
- その④ 解決!!

早期支払いの為  
すみやかな**事故発生通知**にご協力を!

### 共済金のお支払い

★加入金額(ご契約金額)が再取得価額の80%以上である場合

$$\text{損害共済金(お支払共済金)} = \text{損害額}$$

★加入金額(ご契約金額)が再取得価額の80%未満である場合

$$\text{損害共済金(お支払共済金)} = \text{損害額} \times \frac{\text{加入金額(ご契約金額)}}{\text{再取得価額} \times 80\%}$$

※お支払い共済金は、加入金額を限度にお支払いします。

★再取得価額とは…  
共済目的と同じ程度のもを、新しく建築または取得するために必要な価額をいいます。

### 共済金のお支払い

★地震・噴火・津波による損害の場合

$$\text{損害共済金(お支払共済金)} = \text{加入金額(ご契約金額)} \times \text{損害割合} \times \text{支払限度額割合(50\%)}$$

①建物に補償の対象となるのは、建物再取得価額の5%以上の損害を受けた場合に限り、②家具類が補償の対象となるのは、家具類再取得価額の70%以上の損害を受けた場合に限り、③損害共済金は、加入金額の50%が限度となります。(地震・噴火・津波が原因で火災が発生した場合も同様です)

★地震・噴火・津波以外の自然災害による損害の場合

$$\text{損害共済金(お支払共済金)} = (\text{損害額} - 10,000\text{円}) \times \frac{\text{加入金額(ご契約金額)}}{\text{再取得価額}}$$

①建物及び家具類が補償の対象となるのは、1万円を超える損害を受けた場合に限り、②損害割合が80%未満の場合は、損害の額より再取得価額の5%に相当する額もしくは1万円のいずれか低い額を差し引いて、損害共済金を算出します。③残存物取片付け費用共済金は、費用が発生する場合に、その費用の範囲内で支払います。④臨時費用共済金は、損害共済金の10~30%に相当する額(上限250万円)を支払います。

### 費用共済金のお支払い(基本契約) 下記の費用共済金は基本契約に含まれています。

共済金のお支払いの際には、各種費用共済金を加算してお支払いします。

| 費用共済金の種類   | 火災共済 | 総合共済       |
|--|------|------------|
| <b>水道管凍結修理費用共済金</b><br>共済目的である建物の専用水道管の凍結により生じた破損に伴う当該専用水道管の復旧に要する費用をお支払いします。<br>(1事故につき10万円が限度です) | ○    | ○          |
| <b>残存物取片付け費用共済金</b><br>取り壊し費用、取片付け清掃費用及び搬出費用に対してお支払いします。<br>(実費または損害共済金の10%が限度です)                  | ○    | ○<br>地震は除く |
| <b>特別費用共済金</b><br>損害割合が80%以上になったとき加入金額の10%をお支払いします。<br>(1棟200万円が限度です)                              | ○    | ○<br>地震は除く |

| 費用共済金の種類  | 火災共済 | 総合共済         |
|---|------|--------------|
| <b>損害防止費用共済金</b><br>損害の防止・軽減のために要した費用があったときにお支払いします。(実費が限度です)<br>損害防止軽減費用の額 × $\frac{\text{加入金額}}{\text{再取得価額} \times 80\%}$<br>(消火剤等の詰め替え費用など) | ○    | ○<br>自然災害は除く |
| <b>地震火災費用共済金</b><br>※火災共済に限り、地震を原因とする火災が生じ、半焼以上のとき加入金額の5%をお支払いします。  | ○    | ○<br>主契約で担保  |
| <b>失火見舞費用共済金</b><br>火災等により、第三者の所有物について損害(煙または臭気付着による損害を除く)が生じたときに、見舞金などの費用に対してお支払いします。被災世帯数×50万円<br>(1事故につき加入金額の20%が限度です)                       | ○    | ○<br>自然災害は除く |

### 手厚い補償への特約が充実

#### ●小損害実損てん補特約(30万円と50万円のどちらかを選択)

損害額が30万円以下または50万円以下の事故の場合は、共済事故による損害と認定した額の全額を補てんします。この特約は火災共済、総合共済の加入合計金額が1,000万円以上の契約で、いずれかに付帯できます。  
(同一物件、同一責任期間)

- 30万円 ※火災共済では500円、総合共済では1,890円が別途、共済掛金として必要になります。
- 50万円 ※火災共済では700円、総合共済では3,200円が別途、共済掛金として必要になります。

共済金支払例 (総合共済の場合) 再取得価額2,000万円 加入金額1,000万円  
風害で損害額が50万円の被害を受けた場合

特約を付帯しない場合

$$\left( \text{損害額} - \begin{matrix} \text{共済価額の5\%に相当} \\ \text{する額又は10,000円} \\ \text{のいずれか低い方} \\ \text{(1万円)} \end{matrix} \right) \times \frac{\text{加入金額(1,000万円)}}{\text{再取得価額(2,000万円)}} = \text{損害共済金(24.5万円)}$$

特約を付帯した場合

$$\text{損害共済金(実損害額)} = \begin{matrix} \text{損害額} = \text{(30万円)} \\ \text{(50万円)} \end{matrix} \begin{matrix} \text{(30万円)} \\ \text{(50万円)} \end{matrix}$$

※総合共済(自然災害の場合)は1万円を超えた被害から。但し、地震等の場合は除きます。

#### ●費用共済金不担保特約

損害共済金のみのお支払いとなり、掛金が割安になります。(各種費用共済金は加算されません)

#### ●臨時費用担保特約

#### ●罹災時の臨時にかかる費用をサポート

共済金支払いの際に損害共済金とは別に選択割合に応じた費用共済金をお支払いします!(1事故につき250万円が限度です)

《支払例》 損害共済金 50万円の場合  
10%付帯で55万円 20%付帯で60万円 30%付帯で65万円

#### ●もしものときに…死亡・後遺障害共済金

共済事故が起因となり、被害の日から200日以内に死亡又は後遺障害を被った場合、1名ごとに共済金額の30%に相当する額(200万円限度)をお支払いします。

- ※対象者
- ・加入者及び共済目的の所有者
  - ・加入者及び共済目的の所有者の親族
  - ・加入者及び共済目的の所有者の使用者
  - ・共済証券記載の建物に住居している者

#### 後遺障害基準

- ・1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
  - ・そしゃくの機能を廃したものの
  - ・言語の機能を廃したものの
  - ・両手の手指を全部失ったものの
  - ・両下肢を足関節以上で失ったもの
  - ・神経系統の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
- ・・・など

※注:臨時費用担保特約に加入される場合、掛金表が異なります。給付割合を検討される場合は、当組合までご連絡下さい。地震等事故については、支払対象外になります。

# 建物

## 加入の目安 建物の再取得価額(新築価額)いっぱいのご加入を!

現在お持ちの家を、建て直した場合の新築価額までご加入できます。もちろん事故があった場合も、**新築価額で補償**します。

●1㎡あたり単価の目安

| 住宅(一般造)       | 農作業場・車庫等    | 土蔵            | アパート・事務所<br>公民館・集会場 | 倉庫・工場        | 神社・寺院          |
|---------------|-------------|---------------|---------------------|--------------|----------------|
| 17万円~<br>26万円 | 5万円~<br>8万円 | 22万円~<br>32万円 | 15万円~<br>23万円       | 9万円~<br>14万円 | 60万円~<br>250万円 |

例えば  
住宅(一般造)  
延面積200㎡

㎡単価  
**17**万円

×

延数  
**200**㎡

=

再取得価額  
**3,400**万円



建物再取得価額の目安を参考に  の中に数字を入れて算出してみましょう。

**建物**

|        |   |    |   |         |
|--------|---|----|---|---------|
| 建物の㎡単価 | × | 延数 | = | 建物再取得価額 |
| 万円     |   | ㎡  |   | 万円      |

※エアコン、トイレ、ボイラーなどは建物の付属設備です。

## ●家具類再取得価額の目安

価額の単位:万円

| 住宅延面積        | 上:世帯人数<br>下:うち大人人数 |       | 2人    |       |       | 3人    |       |       | 4人    |       |       | 5人以上  |       |       |
|--------------|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|              | 单身                 | 1人    | 2人    | 1人    | 2人    | 3人    | 1人    | 2人    | 3人    | 4人    | 2人以下  | 3人    | 4人    | 5人    |
| 66㎡未満        | 860                | 930   | 1,030 | 960   | 1,060 | 1,310 | 1,070 | 1,100 | 1,460 | 1,590 | 1,170 | 1,500 | 1,700 | 1,870 |
| 66㎡以上132㎡未満  | 920                | 990   | 1,230 | 1,080 | 1,250 | 1,490 | 1,130 | 1,270 | 1,600 | 1,830 | 1,360 | 1,740 | 1,940 | 2,080 |
| 132㎡以上231㎡未満 | 1,120              | 1,190 | 1,340 | 1,260 | 1,410 | 1,730 | 1,330 | 1,480 | 1,840 | 2,020 | 1,550 | 1,940 | 2,160 | 2,370 |
| 231㎡以上       | 1,340              | 1,410 | 1,590 | 1,470 | 1,660 | 1,940 | 1,540 | 1,730 | 2,040 | 2,220 | 1,790 | 2,150 | 2,330 | 2,560 |

大人(18歳以上で、学生は除きます)の人数が5人を超える場合は大人1人につき220万円を加算して下さい

## 大切な家具類(テレビ・パソコン・電話など)も一緒に加入しましょう。

家具類再取得価額の目安を参考に  の中に数字を入れてみましょう。

**家具類**

|       |   |        |   |          |
|-------|---|--------|---|----------|
| 住宅延面積 | → | 世帯人数   | = | 家具類再取得価額 |
| ㎡     |   | 人      |   | 万円       |
|       |   | うち大人人数 |   |          |
|       |   | 人      |   |          |

※テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電話機、パソコンなどは家具類となります。

落雷事故が  
多発しています。



# 建物共済のご加入にあたって必ずお読みください

## 〈金融サービス提供法に基づく重要事項の説明〉

この説明書は、建物共済へのご加入にあたりあらかじめご承知いただきたい重要事項を示したものです。この説明書でわかりにくい点、また、詳細については「共済約款」をご覧くださいか、富山県農業共済組合（以下「組合」といいます）にお問い合わせをお願いします。

### 1. 加入申し込みと契約の成立について

建物共済の契約は、ご加入される方が建物共済加入申込書に記載の重要事項を確認し告知事項をご記入・押印して組合に申し込み、組合がその申し込みを受諾したときに成立し、掛金を組合に納められた日の午後4時から責任を開始します。（継続の加入の場合は「加入申込書」の責任開始日午後4時となり、これ以降に掛金の納入があった場合は、その日の午後4時からになります）

加入申込書には事実をありのまま、正確にご記入されるようお願いいたします。記入内容が事実と異なる場合は、契約の解除や共済金を支払えなくなる場合があります。また、提出後、記入内容の誤りにお気づきのときはすみやかに組合にご連絡をお願いします。

### 2. 共済金の算定について

共済金は、損害の額を基に建物・家具類・農機具（以下「建物等」といいます）の評価額に対する共済金額（地震等の事故の場合は50%を乗じます）の割合に比例して算定します。そのため、建物等の価額一杯までのご加入をお勧めします。

### 3. 共済金の分担について

ご加入された建物等に補償内容を同じくする他の共済・保険契約があり、それぞれのご契約に基づく支払額の合計が「共済約款」に定める支払限度額を超えるときは、「共済約款」に定める方法により共済金を分担してお支払いします。

### 4. 損害防止及び事故発生の通知について

ご加入された建物等には通常すべき管理と損害防止を行うとともに、事故発生の際は損害の防止又は軽減に努めてください。また、当該建物等に損害が発生したときはすみやかに、組合に事故発生の通知をお願いします。

### 5. 共済金を支払えない場合について

ご契約期間中に発生した事故であっても、次のような理由による損害には共済金をお支払いできない場合があります。

- (1) 加入者及び加入者以外の方が共済金を受け取る際の当該者の故意・重大な過失・法令違反
- (2) 加入者と同じ世帯に属する親族の故意
- (3) 建物等が本来持っている性質・欠陥及び事故発生の際の紛失・盗難
- (4) 加入者の損害発生通知の怠り及び故意・重大な過失による事実と反する通知
- (5) 損害調査等に必要書類の偽造・変造、調査の妨害及び支払請求手続きを3年間怠ったとき
- (6) 加入者が必要な追加共済掛金の支払いを怠ったとき
- (7) 「通知義務」、「告知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除したとき

### 6. 契約期間中の異動通知について

ご契約期間中に加入申し込みの時と異なる、次のような事実が発生した場合には、すみやかに組合に連絡をお願いします。加入者がこの通知を怠ったときは、共済金を支払えなくなったり、契約を解除・失効する場合がありますのでご留意をお願いします。

- (1) 補償内容を同じくする他の共済・保険に加入したとき
- (2) 譲渡、移転、解体、増改築、用途・構造の変更及び15日以上にわたって修繕するとき
- (3) 危険の著しい増加及び建物を30日以上空家・無人にするとき

### 7. その他の重要事項について

組合は行政庁（国・県）の指導のもと、事業の健全な運営に努めています。財政状況によっては共済金の支払額が削減されることがありますが、全国農業共済組合連合会と保険契約を結び危険分散を図るなど、加入者の保護措置を講じています。

## 〈個人情報保護法に基づく個人情報の取り扱いについて〉

- ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た個人情報（以下「個人情報」といいます）については、組合が引受の判断、共済金の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」といいます）します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の共済事業の案内等に必要範囲で利用することがあります。
- 組合は、全国農業共済組合連合会（以下「全国連」といいます）と、保険契約を結び、全国連は全国農業協同組合連合会（以下「JA共済連」といいます）へ再保険に付しているため、全国連、JA共済連に個人情報を提供することがあります。
- 法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合や再保険契約のために必要な場合に限り、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

## 一般造

火災共済 1万円当たり掛金 **6.9円**  
 総合共済 1万円当たり掛金 **23.5円**



木造で外壁が木板張または合成樹脂板張のもの。



木造で外壁がモルタル塗、防火サイディング、漆喰壁のもの。(鉄骨造で耐火に該当しないもの。)

## 耐火造B

火災共済 1万円当たり掛金 **4.3円**  
 総合共済 1万円当たり掛金 **21.5円**



鉄骨造で外壁のすべてが防火サイディング、コンクリート、レンガ、石張など不燃材料または、準不燃材料のもの。

## 耐火造A

火災共済 1万円当たり掛金 **2.4円**  
 総合共済 1万円当たり掛金 **20.0円**



コンクリート造または耐火被覆鉄骨で外壁、屋根のすべてが不燃材料のもの。

## ●建物共済掛金表(1年間の掛金です)

| 構造、種類別<br>物件別 |   | 構造区分 | 火災共済(6,000万円まで)       |         |          |          | 総合共済(4,000万円まで)       |          |         |          |
|---------------|---|------|-----------------------|---------|----------|----------|-----------------------|----------|---------|----------|
|               |   |      | 基本契約<br>(損害共済金+費用共済金) |         |          |          | 基本契約<br>(損害共済金+費用共済金) |          | 損害共済金のみ |          |
|               |   |      | 1,000万円               | 2,000万円 | 4,000万円  | 6,000万円  | 1,000万円               | 4,000万円  | 1,000万円 | 4,000万円  |
| 普通物件          | 住宅・アパート<br>納屋・物置・土蔵<br>農作業場<br>集会場(100坪以内)<br>など                            | 一般造  | 6,900円                | 13,800円 | 27,600円  | 41,400円  | 23,500円               | 94,000円  | 21,800円 | 87,200円  |
|               |   | 耐火造B | 4,300円                | 8,600円  | 17,200円  | 25,800円  | 21,500円               | 86,000円  | 20,100円 | 80,400円  |
|               |   | 耐火造A | 2,400円                | 4,800円  | 9,600円   | 14,400円  | 20,000円               | 80,000円  | 18,800円 | 75,200円  |
| 特殊物件<br>一般    | 店舗・併用住宅<br>寺院・神社<br>共同作業場<br>民宿・旅館 など                                       | 一般造  | 11,600円               | 23,200円 | 46,400円  | 69,600円  | 27,100円               | 108,400円 | 25,000円 | 100,000円 |
|               |   | 耐火造B | 6,500円                | 13,000円 | 26,000円  | 39,000円  | 23,200円               | 92,800円  | 21,600円 | 86,400円  |
|               |   | 耐火造A | 2,600円                | 5,200円  | 10,400円  | 15,600円  | 20,200円               | 80,800円  | 19,000円 | 76,000円  |
| 特殊物件<br>割増    | 葉煙草・柘乾燥場<br>(6,000万円まで)<br>料理飲食店・<br>加工場(4,000万円まで)<br>製材場(2,300万円まで)<br>など | 一般造  | 30,600円               | 61,200円 | 122,400円 | 183,600円 | 41,700円               | 166,800円 | 37,500円 | 150,000円 |
|               |   | 耐火造B | 14,500円               | 29,000円 | 58,000円  | 87,000円  | 29,300円               | 117,200円 | 26,800円 | 107,200円 |
|               |   | 耐火造A | 4,600円                | 9,200円  | 18,400円  | 27,600円  | 21,700円               | 86,800円  | 20,300円 | 81,200円  |

※特殊物件割増には、加入金額制限を適用する物件があります。 ※火災共済、総合共済合わせてご加入される場合の加入限度額は1億円です。

## 加入について

農業保険法の定めによる富山県農業共済組合員(所定の住所要件と業務要件を満たす農家)や収入保険制度に加入の方、農業に従事するみなさんが加入出来ます。

[令和7年7月~]

加入の申し込み・お問い合わせ



|              |              |                  |
|--------------|--------------|------------------|
| 新川地域農業共済センター | 入善町青木1385-1  | TEL.0765(72)0377 |
| 富山地域農業共済センター | 富山市安養寺340-1  | TEL.076(429)5006 |
| 高岡地域農業共済センター | 高岡市北島325-2   | TEL.0766(28)0200 |
| 砺波地域農業共済センター | 砺波市豊町2-11-14 | TEL.0763(32)2277 |